平成２６年（フ）第２１０２号
札幌市西区発寒８条７丁目10番８号　マリオンコート発寒中央205号
債務者　野上　由香
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８号
秋田市仁井田二ツ屋１丁目11番46号　アーバンティスズキ203号
債務者　高岡　英子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２００号
秋田市上北手大戸字大戸178番地
債務者　佐々木秀幸
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１４号
秋田市下浜羽川字下山66番地
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１号
福井県敦賀市道口23号46番地　岡山町２丁目、住民票上の住所福井県越前市四郎丸町第２号２番地　市営住宅３号館42号
債務者　北野　芳子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第２４８号
静岡県御殿場市新橋1735番地の３　サンビレッジ１番館102
債務者　湯山　正洋
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３５７号
静岡県沼津市我入道蔓陀ケ原517番地の１
債務者　髙瀬　春枝
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２９４号
兵庫県宝塚市安倉南２丁目15番６―102号
債務者　瀬戸山　学
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２１７号
神戸市西区伊川谷町有瀬344番地　グランプレステージ神戸神陵台313号
債務者　中村　弘美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
神戸市西区水谷３丁目５番20―206号
債務者　小林　尚子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４５号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1483番地の１　県住２棟52号
債務者　高松なおみ
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
兵庫県明石市別所町17番30号　幸栄荘５号室
債務者　免田　朋彦
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
兵庫県明石市太寺４丁目３番９号　アーバン・ヴィレッジ明石太寺１―13
債務者　福本　順子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
広島県呉市中央１丁目４番11―503号
債務者　五反田修一
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１３６号
広島県呉市川尻町小仁方１丁目７番22―502号
債務者　五反田眞行
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５４号
広島県呉市警固屋９丁目１番38号
債務者　小平キヨ子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
広島地方裁判所呉支部